

令和4年度 保育施設等利用負担金基準額表

(円)

各月初日の保育実施児童の属する世帯の階層区分		保育施設等利用負担金基準額(月額)	
階層	定 義	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税均等割のみの課税世帯	14,000	13,900
C2		18,000	17,800
C3		23,000	22,700
C4		24,700	24,400
C5		27,000	26,600
C6		28,000	27,600
C7		29,000	28,600
C8		31,500	31,100
C9		34,000	33,500
C10		39,600	39,100
C11		40,000	39,500
C12		41,500	40,900
C13		43,000	42,400
C14		50,000	49,300
C15		52,500	51,700
C16		55,000	54,200
C17		57,500	56,700
C18		60,000	59,100
C19		65,000	64,000
C20		70,000	68,900

※ この表における市町村民税所得割税額とは、調整控除以外の住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・耐震改修特別控除等、税額控除をする前の税額になります。納付すべき市町村民税額とは限りません。

保育施設等利用負担金積算方法について

以下の順序で、保育施設等利用負担金が決められます。

- 1 入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母、及びそれ以外の家計の主宰者の市町村民税所得割税額等(調整控除以外の住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・耐震改修特別控除等、税額控除をする前の額)により「保育施設等利用負担金基準表」の定義に該当する階層に決定します。
 なお、年度内の利用負担金については、4月分～8月分の利用負担金は、前年度の市町村民税所得割税額を積算対象とし、9月分～3月分については、現年度の市町村民税所得割税額を積算対象として「保育施設等利用負担金基準表」の定義に該当する階層に決定します。
- 2 入所児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、下記の表に掲げる階層に認定された場合は1にかかわらず、それぞれ下の表に掲げる保育施設等利用負担金額とします。
 - ① 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子又は男子で現に児童を養育しているものの世帯
 - ② 「在宅障がい児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいいます。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - ③ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	保育施設等利用負担金額	
	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
	円	円
C1階層	4,600	4,500
C2階層	6,000	5,900
C3階層	7,600	7,500
C4階層	8,200	8,100
C5階層(市町村民税所得割77,101円未満の世帯)	9,000	8,800

- 3 同一世帯から保育所の他に幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービス(以下「保育所等」という。)を利用している就学前児童がいる場合、2人目以降の児童について保育施設等利用負担金額基準の額を次のとおりとします。(10円未満切捨て)
 - ・保育所等を利用している児童が保育所等を利用している児童の年齢の高い方から2人目の場合 — 基準額の2分の1の額
 - ・保育所等を利用している児童が保育所等を利用している児童の年齢の高い方から3人目以降の場合 — 無料

ただし、市町村民税所得割の額が、169,000円未満の世帯で生計を一にする支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属(以下「多子計算対象者」という。)がいる場合は、保育施設等利用負担金基準の額を次のとおりとします。

- ・保育施設等を利用している児童が多子計算対象者の年齢の高い方から2人目以降の場合 — 無料